

統計改革推進会議最終取りまとめ

概要

平成29年5月

1. EBPM（証拠に基づく政策立案）推進体制の構築

（1）基本的な考え方

- 政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル(EBPMサイクル)を構築することが必要
- 官民データ活用推進基本計画においてEBPM推進の基本的方針を定める

（2）推進の要の整備

- 府省の行政に関し、EBPM推進に係る取組を総括するEBPM推進統括官(仮称)を各府省に設置
- EBPM推進統括官等から構成され、政府横断的なEBPM推進機能を担うEBPM推進委員会(仮称)を官民データ活用推進戦略会議の下に設置

（3）政策、施策、事務事業の各段階における取組

- 政策、施策、事務事業の各段階において、当面、順次、以下の取組によりEBPMの実践を進める
 - 経済・財政再生計画の点検・評価における取組（政策）
 - 政策評価における取組（施策）
 - 行政事業レビューにおける取組（事務事業）

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

(1) GDP統計の体系的整備の全体像

- 経済センサスなど基礎統計や推計手法等の推計基盤の改善・充実を通じて、加工統計であるGDPの各推計(基準年推計、年次推計及び四半期推計)の精度が向上

(2) より正確な景気判断に資する基礎統計改善、GDP統計の加工・推計

手法改善に向けた取組

- 「統計改革の基本方針」(別紙Ⅰ、Ⅱ等)に基づき、GDP統計の基礎統計や加工・推計手法の改善に2017年度から順次取り組む

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

- 経済構造の実態をより正確に反映する供給・使用表(SUT)体系へ移行し、GDP統計の推計精度が向上
- SUT体系移行のために、2017年度から順次、生産物分類・産業分類やビジネスレジスターの整備、経済センサス・投入調査の改善、ビジネスサーベイ(仮称)の創設などの取組を進める

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進

(1) 各種データを用いた統計的分析の推進

- 行政記録情報や地方自治体・民間が保有する各種データの利活用も新たに統計システムに組み込むなど、統計関係法制を総合的に見直し
- 各府省が提供実績のない統計等データの提供要請を受けた場合でも、適切な判断を速やかに行えるよう、個人・法人等の情報の確実な保護等にも配慮しつつ、データの性質、利用目的等の類型に応じた基本的なガイドラインを策定
- 地方自治体・民間が保有する各種データについて、各府省によるデータ保有者への提供の要請と統計委員会によるあっせん等の仕組み、ニーズが高いが利活用されていないデータの利活用についての個別的・集中的検討 等

(2) 社会全体における統計等データの利活用の促進

- 統計等データのインベントリ（目録）や安全な利活用体制、ユーザーのデータ・リテラシーの向上など、各種基盤を整備

(例) e-Stat（政府統計の総合窓口）の機能強化、オンサイト施設の整備、一般の人が利用できる匿名データの提供、行政記録情報の標準化・電子化、統計研修の充実・強化

4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

(1) 報告者負担の軽減

- ニーズの低下した統計調査の廃止、調査事項の重複排除、行政記録情報の活用による調査事項の縮減、オンライン調査の導入早期化及び利用率向上の徹底等の取組を実施。
- 報告負担の大きい大企業等に対しては、専任担当者を配置し、プロファイリング活動（売上高等の企業活動状況を定期的に把握すること）を通じて支援
- 報告者の公平感の確保等のため、なかなか報告が得られない企業等には、統計法に基づく資料提出要求や立入検査を積極的に実施

(2) 統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善

- 統計委員会に新設のチーム（いずれも仮称）を設置
 - 統計棚卸チーム：既存統計全般について定期的な棚卸しを実施
統計の利活用の促進、報告者負担の軽減、業務効率化等を徹底し、官民の統計関係コストを3年間で2割削減
 - 評価チーム：統計委員会の通常取組とは独立して個別統計の品質評価を実施
評価組織にふさわしい自律性・中立性を確保し、自ら課題を設定して調査審議。評価結果及びそれを受けた対応と考え方は公表

(3) 統計行政体制の見直し

- 各府省の統計機構の一体性確保のため、統計委員会の補佐機関として、各府省の統計部門を総括する「統計幹事（仮称）」を設置し、委員会の下に系統化。「総括統計幹事（仮称）」が統計幹事を総括し、統計委員会の事務局機能を総括
- 地方統計機構に委託する国の統計調査事務の手法の地域に応じた見直し・高度化の促進。統計調査員の活動環境の改善、情報収集方法の見直し等により統計調査員は必要不可欠な業務へ集中的に投入

(4) 統計改革の推進の基盤強化

- 中長期にわたる前例のない大改革を確実に成し遂げるため、統計改革の確実な実施に必要なリソースを計画的に確保
- 人材の確保・育成等に関する方針を策定（職員の情報活用能力・データ分析能力の向上策、EBPM人材の確保・育成策、統計人材の採用・研修・人事交流等の育成策）
- 専門性と公正性・中立性を高めるとともに、自律性・機動性を高める観点から、統計委員会の機能を強化（建議・勧告・フォローアップ機能の付与・整備、各府省間の予算、人材等の資源配分方針の審議、国際動向等の情報収集機能や研究機能、要望把握機能の強化 等）

5. 今後の進め方

改革の取組

- 経済・財政再生計画の点検・評価、政策評価、行政事業レビューのそれぞれの取組を通じたEBPMの実践の開始（本年度から順次）
- GDP統計の基礎統計や加工・推計手法の改善、SUT体系移行に向けた生産物分類の整備（ただちに着手）
- 「公的統計基本計画」の見直し（本年中）
- 統計等データ提供等の基本的ガイドライン策定、人材の確保・育成等に関する方針の策定（年度内を目途）
- 統計委員会の機能強化等を盛り込んだ統計関係法制の総合的な見直し（次期通常国会に法案提出）
など

今後の統計改革推進会議

関係各府省、統計委員会、EBPM推進委員会における今後の取り組みをフォローアップし、改革の進展を図っていく。

統計改革が実を挙げるには、政府内の意識改革のみならず国民の幅広い理解と協力が不可欠——本とりまとめを契機に、社会的基盤としての統計の重要性、統計等をベースにした政策立案の改善へ高い関心が寄せられることを期待